

琉球大学学術リポジトリ

「?急如律令」考

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-11-11 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 山里, 純一 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/2370

「唵急如律令」考

山里純一

はじめに

呪文や呪符の末尾によく用いられるのが「急々如律令」（あるいは「急急如律令」「唵急如律令」とも書かれる）という呪句である。この特殊な呪句については諸氏の注目するところで、すでにこれに言及したいくつかの論考も⁽¹⁾ある。小稿では中国・朝鮮・日本の事例を整理・検討し、あわせて沖繩への伝来についても考察することにした。

一 「急々如律令」の起源と中国・朝鮮・日本の事例

1 「急々如律令」の起源

「急々如律令」という呪句について述べる時、まず触れておかなければならないのは瀧川政次郎氏の「急々如律令」と題する短篇であらう。⁽²⁾

氏はその中で、「急々如律令」は元来法制用語で、中国の漢の時代には、律令に明定されていない事項を行下する場合、文末に「如詔書（詔書ノ如クセヨ）」と書き、律令にすでに明定されている事項を行下する場合には文末に「如律令（律令ノ如クセヨ）」と書くのが詔書行下の書式であった。そのため中国人にとってはこの句が国家の

絶対的権力を表徴する言葉のように思われていた。そこで魏・晋の時代に、教義を整えつつあった道家がそうした民衆の心理を巧みにとらえ、この句を呪符に取り入れた。以上のように説いている。

瀧川氏のこの見解は大筋において認められているが、最近中国で大量に発見された居延漢簡や墓券等に「急急如律令」「如律令」が呪句として用いられていることから、公文書の結句から呪句への転用は後漢末（二世紀後半）まで遡ることが明らかになっている⁽⁴⁾。したがって瀧川氏の見解は若干の修正が必要である。

2 中国の「急急如律令」

本場中国の「急急如律令」の用例をいくつか挙げておく。

まずは道教の教典の中から挙げると、『太上玄靈北斗本命延生真教』に収められた「北斗呪」の末尾には、北斗七星を意味する「魁魍魎魘魘魘尊帝」に続けて「急急如律令」が見え、『太上洞淵神呪経』にも「急急如律令」の他、「急急如太上口勅律令」といった呪句が見える。それ以外の経典における事例については、宮澤正順氏の「『急急如律令』について」という論文を参照されたい⁽⁵⁾。

また東野治之氏は、『医心方』に引用された『黄帝蝦蟇经』『産经』という中国の医方書に「急急如律令」の呪句が見えることを紹介している⁽⁶⁾。

最近、平城京の二条大路から「南山之下有_二不流水_一。其中有_二大蛇九頭一尾_一。不_レ食_二余物_一、但食_二唐鬼_一。朝食_三三千_一、暮食_三八百_一。急急如律令」と書かれた呪符木簡が出土したが⁽⁷⁾、その文章と似た呪言が見えるということに注目されるようになった唐代の医者孫思邈が著した『千金翼方』の卷之二十九・三十（禁经）には、多くの「急急如律令」の呪句を含む呪言が見える。その一例として「禁目痛法」を挙げよう。

日出東方、赤如紫陽、兒子目痛、父母心傷、吾口一唾、明見四方、百藥千治、不如吾湯、若唾唾汝、汝眼毒消亡、急急如律令。

さらに沖繩にも伝わった『玉匣記』には、「鎮悪夢符法」として「赫赫陽陽、日出東方、此符断却惡夢、拔除不祥、急々如律令勅」という呪言が見える。

なお明の揚雄州が著した『鍼灸大成』には、鍼を刺す時「太上老君急急如律令」と祈って行えばさらに効果がよくなる⁽⁷⁾とある。

このように中国における「急々如律令」の呪句は、經典・呪言等の末尾によく用いられているが、呪句における用例は、管見の限りでは、配偶者が死んだ場合、重喪を避けるために墓中に入れる陽壇符に「律令」の語が見える程度で、「急々如律令」の呪句を伴うものは今のところほとんど見当たらない⁽⁹⁾。ただ最近台湾で出版された高銘徳編『中国符呪秘訣』（華淋出版社、一九九四年）には、開運符・生意興隆符・交際円満符・家庭円満符・訴訟必勝符・考試及格符等に「噓急急如律令」の呪句が見えるが、これは最近になって日本の呪符を参考に考案されたものかも知れない。

2 朝鮮の「急々如律令」

中国の道教的習俗は朝鮮へも伝わっており、韓国の武寧王陵から出土した王妃の買地券⁽¹⁰⁾には、この陵地は乙巳年（五二五）すなわち武寧王が薨じた年に錢一萬文で冥界の官吏から買い取って墓としたものであることを明記し、末尾には「不從律令」という語句が記されている⁽¹¹⁾。和田萃氏によれば、王の制定した律令には従わないが、天帝には従うという意味で、「急々如律令」と同意であるという⁽¹²⁾。したがって六世紀初頭には朝鮮に伝来したことが知ら

れる。

ところで、一九二九年（昭和四）に朝鮮総督府から出された村山智順『朝鮮の鬼神』（国書刊行会復刻、一九七二年）には、附録として朝鮮の巫覡が用いる祈禱経が掲載されている。その後一九三八年（昭和十三）には、赤松智城氏が江原道原州の男性巫覡から入手したさらに多くの巫経を『朝鮮巫俗の研究』下（復刻、大空社、一九九七年）の中で紹介しているが、これらの巫経を見ると、結句が「急急如律令」や「噫々如律令」であるものが多い。中でも注目されるのは朝鮮において「噫」の字が用いられている点である。

「急急如律令」は呪文等にも見える。例えば「祛病法」は、符を書く時、齒を三度叩いて浄水を一口含み、東方に向かつてこれをふき、次のような呪文を唱える。⁽¹³⁾

叱出赫赫陽陽、日出東方、吾勅此符、普除不祥、口吐三昧之火、服飛門邑之光、捉怪、使天蓬力士、破疾用穢跡、金剛降伏、妖怪、化為吉祥、急急如律令。

また咸鏡道地方の安宅家神祭における誦文は、「天陽地陰、二氣化神、三光普照、吉耀臨門、迎請家堂司命、萬年香火、永鎮家庭、諸邪莫入、水火難侵、門神戶尉、殺鬼誅精、太乙勅命、保護吾門、急急如律令」である。⁽¹⁴⁾

なお、前掲の『朝鮮の鬼神』や『朝鮮巫俗の研究』下の附録には朝鮮の呪符も数多く紹介されているが、これら呪符に「急急如律令」の呪句を用いたものは一例もない。したがって中国同様、朝鮮でも「急急如律令」の呪句には呪符にあまり取り入れられなかったようである。ただソウル市内の骨董街・仁寺洞には、「急急如律令」の呪句を伴う呪符が売られているとい⁽¹⁵⁾、また一九八〇年に韓国の金剛出版社発行の龍潭閣蔵版『民符叢典』には、「福運符」「繁榮符」「財宝符」「人縁符」「封虫符」「除凶符」等に「急急如律令」の呪句が見え、そのうち「繁榮符」と「人縁符」では「噫急急如律令」と「噫」の字が書かれている。このように韓国に「急急如律令」の呪

句を伴う呪符が全く存在しないわけではない。しかし仁寺洞の呪符の出所は不明としても、『民符叢典』は近年の台湾出版の書を影印出版したものとされており、韓国における「唵急如律令」を伴う呪符を比較的新しい事例と今のところ考えている。

3 日本の「急々如律令」

日本における「急々如律令」の呪句を記した最古の資料は、藤原京右京五条四坊から出土した次の呪符木簡である。

(符籙) 鬼急々如律令

これからすれば日本への伝来は七世紀末葉まで遡ることになる。⁽¹⁶⁾

古代・中世の「急々如律令」呪符木簡は枚挙にいとまないが、ここでは後に問題にする「唵」の字体に注意してもらうため、茨城県鉢形地区条里遺跡から出土した室町後期と推定されている呪符木簡を挙げよう。⁽¹⁷⁾

急々如律令

「急々如律令」の呪句は呪符木簡以外にも見える。瀧川氏は「急々如律令」という論文の中で、鎌倉時代の『中暦』および鎌倉ないしは室町時代の成立とされる『拾芥抄』の中から歳旦四方拜の時に唱える呪文、針灸の時に唱える呪文、くしゃみをした時に唱える呪文を紹介されたが、さらに文献史料に見える事例を挙げておこう。

平安時代後期の権中納言源節時の日記『長秋記』大治五年(一一三〇)五月五日の条には次のようにある。

朝晴雨下。家懸_二端午封_一云々。是陰陽頭家榮所_二分送_一也。先日家榮相尋云、當_二五月五日丙午_一時、書_二赤符_一奉_二公家及王臣家_一。而其符用體不_二詳_一。若日記等有_二所見_一者可_レ示者。雖_レ然無_二所見_一、源相公被_レ示云、只如_レ守可_レ

懸頸云々。入夜得此封十字給子息等。但依及深更不_レ及他所人。其封如_レ此。

本以_レ朱、紅梅紙書_レ之。

急急如律令

これによれば、陰陽頭の賀茂家榮は端午の封すなわち赤符を書いて公家および王臣家に奉っていたが、この符は家榮自身も「用体不詳」ということであり、また日記等にも見えないので、とりあえずは源相公の示すところにより、お守りのように首に懸けたとある。この赤符に「急急如律令」が書かれている。

また元日の四方拝の行事の際、属星すなわち陰陽道において生年によりその人の生涯を支配するとされる本命星の名号を唱え、再拜して呪文を誦するが、その時の呪文が平安時代後期の朝儀の集大成である『江家次第』に載っている。

賊寇之中 過度我身

毒魔之中 過度我身

毒氣之中 過度我身

毀厄之中 過度我身

五鬼六害之中 過度我身

五兵口舌之中 過度我身

厭魅呪詛之中 過度我身

萬病除愈 所欲随心 急急如律令

四方拝のこの呪文は、中世の『平戸記』寛元二年（一一二四）正月一日壬寅条や『宣胤卿記』文明十三年

(一四八二) 正月一日丙午条にも見える。その他、権大納言吉田経房の日記『吉記』は、例えば承安四年(一一七四)三月六日癸巳条に、

夢可有八幡冥助事也、急々如律令

とあるように、ほとんど夢の記事の文末に「急々如律令」が記されている。

中世の鎌倉・室町時代の史料には、この他、『吾妻鏡』や『建内記』等に「急々如律令」の呪句を用いた呪符が見える。まず鎌倉幕府に関わる歴史書『吾妻鏡』の寛喜三年(一一三二)五月四日己丑条には次のように記されている。

去月之比、或僧称祇園示現、注夢記披露洛中。仍自殿下被送進于將軍家。假令人別充錢五文若三文。可説誦心經、於即巽方可修鬼氣祭。然者今年世上云疾疫云餓死可被除也。疫癘事、五月以後六月十八日以前可降起也云々。仍可此封。

隱醫王源魔急々如律令

宗癸颯山拓急々如律令

令信此事者、可為人民安穩天下泰平一之由也。今夜、御所四角四界鬼氣御祭等被行之。

ここでは、或僧が祇園の示現だという疫癘流行から疾疫・餓死を防ぐため、巽の方向で鬼氣祭を行い、また符を懸けることを述べており、このことを人々に信じさせることが人民の安穩と天下の泰平につながるとしているが、この疫癘除けの符に「急々如律令」の呪句が用いられているのである。

室町時代中期の万里小路時房の日記『建内記』では、例えば嘉吉元年(一四四一)四月二十九日条に、

今日羽蟻出現、清穢了、除災与染急々如律令

とあるように、日記の文末に「急々如律令」の語が記されている。

江戸時代には、修験道のさまざまな符をまとめた『修験深秘行法符呪集』の他、呪符をまとめて書き留めたものが多く見られるようになるが、今のところ最古の「呪符集」は、国立国会図書館に所蔵されている慶長十六年（一六一一）書写の「まじない秘伝」である。その中に「唵急如律令」の語句を含む呪符がいくつか見える。



『修験深秘行法符呪集』に見える
「唵急如律令」符

また『邪呪呪禁法則』『呪咀調法記』『陰陽師調法記』などのまじない書が刊行され、その一部は、さらに生活百科広全書として流布した「大雑書」にも取り入れられるようになる。これらの資料には多くの「噓急如律令」の呪符が見えるが、煩雑になるのでここでは割愛する。⁽¹⁸⁾

このように、中国発祥の「急々如律令」であるが、それを呪符に積極的に取り入れたのは中国・朝鮮よりも日本の方であったと言えよう。

二 今に生きる「噓急如律令」

「噓急如律令」は現代も生きている。ここでは日本各地の民俗に見える事例を挙げておこう。奈良県には屋根の大棟や下り棟の端を飾るいわゆる鬼瓦に、「噓急如律令」の句を彫ったものを用いた家がある。⁽¹⁹⁾ また三重県では、正月から二月にかけて村内に悪疫や悪鬼が入ってこないように村境に縄を張る勧請縄の行事があるが、その縄に吊す祈禱札の中央に「噓々如律令」の句が書かれている。⁽²⁰⁾ その他、奈良県の金峯山寺に伝わっている安産祈願の呪符にも「噓急如律令」の呪句が用いられているという。⁽²¹⁾

沖繩では「噓急如律令」は符札の呪句として用いられている。たとえば慈眼院（首里観音堂・那覇市）が発行している門用の符札には「門釘桃符噓急如律令」とあり、道心寺（豊見城村）のものには「妖怪消滅急々如律令」とある。

こうした寺院発行のものとは別に、久米島では「噓急如律令」の呪句を用いた符札を自分で作製して立てている家がある。多良間島でも「屋敷ダミ」の際に、「噓々」の二文字の入った木札を屋敷の四隅に立てている。⁽²²⁾

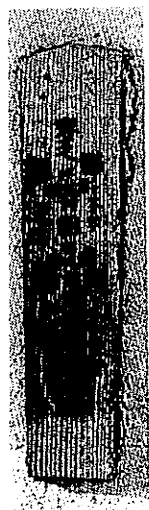
この他、宮野湾市其榮原の民家の柱には次のような紙札が貼られており、それにも「唵急如律令」の呪句が見える。



また宮古の城辺町には、易者の家の柱に次のような「唵急如律令」句を伴う呪符が貼られている。



さらに最近那覇市内において、次のような珍しい事例を目にした。



この符は『新修 まじない秘法大全集』に「長病を急治する神符」と見えるが、ここでは悪霊退散の符として用いられているようである。これを貼らせた人（宗家）の話によれば、普通は木札は用いず、紙や布に書いて枕の下に置いて寝るように伝えるという。

このように、二世紀後半以降に中国で主として呪言に用いられた「急々如律令」は、朝鮮には六世紀初頭頃、日本には遅くとも七世紀末頃には伝来し、以後、今日まで連続と生き続けているのである。

三 沖繩における「急々如律令」の伝来

沖繩ではまだ呪符木簡は出土していない。今のところ、慶長八年（一六〇三）から三年間琉球に滞在した僧袋中が著した『琉球往来』に見える用例が最古である。

火伏事

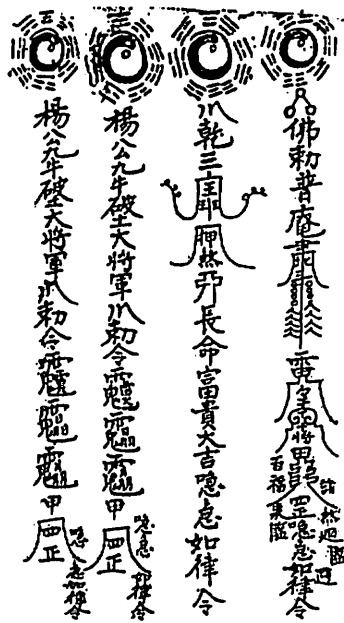
右、就「御殿造畢、致「災害不生之祈禱」。捧「隨時火滅之配快」者也。急々如律令。

隠主 甲

月 日

ここでの「急々如律令」は呪符や呪言ではなく、「仍執達如件」と同じ番留文言として用いられているが、『吉記』や『建内記』のように文章の末尾に「急々如律令」の語が用いられている時期に、呪符や呪言においても「急々如律令」が用いられていることから、沖繩でもすでに慶長の頃には呪句としての「急々如律令」が存在していたと見てよいであろう。

沖繩の三世相が所持していた資料に「択日墓造安葬年月日時」（『風水卜易関係資料』四）というものがある。その中に次のような「新造墓之時墓内へ入札」記されているが、それに「噫急如律令」の呪句が見える。



またこれとは別に、竹などに押して、新造墓の儀式終了後に焼かれる紙札の呪句にも「噫急如律令」が見える。

九天玄女元君楊曾廖諸師到山催官大吉噫急如律令

これ以外では、個人の家には伝えられた「呪符集」がいくつか残っており、その中に多数の「急々如律令」符を見

ることができる。そのうち与那国島の西銘家の呪符を書写した文書の一通に「乾隆」の文字が見えるので江戸時代後期のものが含まれている可能性もあるが、ほとんどの「呪符集」は近代以降のものと思われる。

各家に伝わった「呪符集」から一点つつ「急々如律令」の呪句が含まれているものを挙げよう。なお呪符の説明は各「呪符集」に記されたものである。


〔西銘家文書〕（与那国島）

「鳥ノ家ノ内ニ入トキ家の門ニ立ナリ」

巳
山
日
日
日
急
急
如
律
令

〔新本家文書〕（石垣）

盗人ニ当時ノ符


鬼
急
々
如
律
令

〔吉浜家文書〕（久米島）

赤痢留之符

日
日
日
日
日
日
急
急
如
律
令

ところで日本には「噫急如律令」と書かれた呪符が比較的多い。今のところ古代の呪符木簡には見えないので、中世以降に出現したと考えているが、近年の韓国・台湾で出版されている呪符書はともかく、朝鮮の巫覡が用いる祈禱経にも「噫急如律令」の呪句が見えるので、これが日本で独自に考案されたものかどうかはにわかには判断できない。それにしても圧倒的に日本の呪符に多いことは動かし難い事実である。したがって沖縄の「噫急如律令」を伴う呪符は日本本土から伝来したものとみてはば間違いないであろう。

なお「噫」の字は上海辞書出版社発行の『漢語大詞典』になく、諸橋轍次氏の『大漢和辞典』にも載っていない。実際に書かれた字を見ると「口」の部分は左上に位置しているものが多く、単なる口編に急の字というわけではなさそうである。慶長十六年に書写された「まじない秘伝」には、「口」の代わりに「巾」を書いたものも見えるが、こうした字体がなぜ作られたのかは不明である。

おわりに

小稿では、「急々如律令」の中国・朝鮮・日本の事例とともに、これまでほとんど紹介されることがなかった沖縄の事例を紹介した。また「噫」の字を手がかりに、沖縄の呪符の中には日本本土から伝来したものが多く含まれていることを指摘した。

これまで道路の突き当たりを立てられる石敢當、家の棟木に書かれる「天官賜福紫微鸞駕」、また新造の墓中に入れる墓中符については、沖縄の中国的習俗として注目されてきたが、今後は日本本土の呪符文化の移入にも目を向ける必要がある。

注

- (1) 岩城隆利「『急急如律令』覚書」(『元興寺研究月報』一四)、難波俊成「元興寺極 楽坊所蔵の咒符をめぐって」(『元興寺仏教民俗資料研究年報』一九六八年)、井上薫「永代大雜書万曆大成にみえる急急如律令」(『日本歴史』三三二)、中村克昭「試論『急急如律令』の咒符について」(『越中史壇』六二・六三)、奥野義雄「祭文にみる呪文『急急如律令』をめぐって」(『古代研究』一八)、柴田文雄「百怪呪符」(竹内理三編『伊場木簡の研究』東京堂出版、一九八一年)、田中久夫「端午の節供考―『急急如律令』と朱鍾馗―」(『藤井寺市紀要』四)、宮澤正順「『急急如律令』について」(『儀礼文化』二〇)、和田萃「呪符木簡の系譜」(『日本古代の儀礼と祭祀・信仰』中所収、塙書房、一九九五年)など。和田氏は、週刊朝日百科日本の歴史別冊『歴史の読み方』4文献史料を読む・古代でも、「『急急如律令』の呪句」という項目を設け言及している。
- (2) 瀧川政次郎「急々如律令」(『律令の研究』所収、刀江書院、一九三一年復刻)
- (3) 勞幹『居延漢簡 図版之部』中華民國四十六年、池田温「中国歴代墓券略考」(『東洋文化研究所紀要』八六)
- (4) 吉岡義豊「妙見信仰と道教の真武神」(『智山学報』一四)、酒井忠夫「中国宗敎文化(特に符呪文化)の日本への伝播と受容」(『日本・中国の宗敎文化の研究』平河出版社、一九九一年)
- (5) 宮澤正順「『急急如律令』について」(前掲注(1))
- (6) 東野治之「木簡雜識」(『長屋王家木簡の研究』所収、塙書房、一九九六年)
- (7) 大形徹「二条大路木簡の呪文」(『木簡研究』一八)、和田萃「南山の九頭龍」(大山喬平教授退官記念会編『日本国家の史的特質』思文閣出版、一九九七年)

- (8) 『堪輿辞典』
- (9) 田大熊「安胎符」(『民俗台湾』一ノ五)、潮地悦三郎「淨符について」(『民俗台湾』二ノ一〇)、梅村益敏「家畜用符仔について」(『民俗台湾』三ノ七)、増田福太郎「中国における呪符の一考察」(『福岡大学研究所報』一八)、片岡謙『台湾風俗誌』(青史社、一九八三年)、坂出祥伸「道教の呪符について」(『氣』と道教・方術の世界』所収、角川書店、一九九六年)、同「靈符」(『道教』の大事典』新人物往来社、一九九四年)、東野前掲注(6)論文、出村勝明「吉田神道の道教的要素について」(『神道史研究』三七ノ四)、宋錦秀「關於傀儡戲的除煞儀式用符」(『台湾史田野研究通訊』一五)、窪徳忠「三尸驅除法について」(『養生』一)、孫紫晨『中国の巫術』(学生社、一九九五年)等に引用された呪符、『玉匣記』『神秘符咒全書』『辰州真本 靈驗符咒全書』『神秘的符咒』『萬法符咒秘書』『黄帝医学祝由十三科』所収の呪符等を主に参照した。
- (10) 『武寧王陵』(学生社、一九七四年)
- (11) 和田萃前掲注(1)論文
- (12) 村山智順『朝鮮の巫覡』(朝鮮總督府、一九三三年、国書刊行会復刻、一九七二年)
- (13) 村山智順『朝鮮の鬼神』(朝鮮總督府、一九二九年、国書刊行会復刻、一九七二年)
- (14) 村山智順『釋奠・祈雨・安宅』(朝鮮總督府、一九三八年、国書刊行会復刻、一九七二年)
- (15) 坂出祥伸「靈符」(『歴史と旅』二六ノ一、秋田書店)
- (16) 『木簡研究』一五
- (17) 『木簡研究』一三

(18) 「噓急如律令」の呪句が記された近世の呪符の実例として、水野正好氏は「屋敷と家屋の安寧に―そのまじなひ世界」(『奈良大学紀要』一二)の中で、大阪市交野市の旧家の棟木に打ち付けられた木札、滋賀県近江八幡市の旧家における棟札と共に伝えられた木札を紹介している。

(19) 奥野義雄「『噓急如律令』の屋瓦」(『古代研究』一八)。

(20) 『まじないとひながたの祭具』(奈良県立民俗博物館、一九九〇年)

(21) 前田良一「『急々如律令』を探る」(福永光司編『道教と東アジア』人文書院、一九八九年)

(22) こうした符札に見える「噓急如律令」の事例は拙著『沖縄の魔除けとまじない』(第一書房、一九九七年)を参照。